

小牧市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画修正の根拠

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（小牧市防災会議条例第2条）。

II 愛知県地域防災計画の修正に伴う修正

II-1 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

○地域の防災関係者間が日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、県、市町村が情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を整理・追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第3編 第4章	応援協力・派遣要請	p 4
■地震編	第3編 第4章	応援協力・派遣要請	

II-2 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

1 予想される水災の危険性の周知

○水防法の改正に伴い、市町村長は、区域内にある河川のうち洪水時に避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させることとなったため、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第2章	水害予防対策	p 5
------------	---------	--------	-----

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、市町村長への報告及び訓練の実施を行うことになったため、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第2章	水害予防対策 他	p 6
------------	---------	----------	-----

3 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、計画が作成されていない場合は、所有者等に必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨公表することができることとされたため、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第2章 水害予防対策 他	p 7
------------	------------------	-----

4 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

○水防法の改正に伴い、水防団等に加え、水防管理者から委任を受けた者が緊急時に一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し損失を補償しなければならないなどの記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第3編 第8章 水害防除対策	p 8
------------	----------------	-----

II-3 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に伴う修正事項

1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

○「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に伴い、いざというときに市町村長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、具体的な区域を設定することや立退き避難を原則とすることとしたため、必要な修正、記載の追加を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第8章 避難行動の促進対策	p 9
■地震編	第2編 第7章 避難行動の促進対策	

III 市の取り組みに係る修正事項

1 風水害時の避難所運営マニュアルの整備

○風水害の避難所で活用できるような標準的なマニュアルである「風水害時の避難所運営マニュアル」を平成30年3月に策定し、公表したことに伴い、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	p 10
------------	----------------------------	------

2 小牧市災害時医療救護所開設運営マニュアルの整備

○大規模災害時に医療救護所避難所で活用できるような標準的なマニュアルである「小牧市災害時医療救護所開設運営マニュアル」を平成30年3月に策定し、公表したことに伴い、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害・原子力等編	第3編 第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	p 1 1
■地震編	第3編 第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	

IV その他軽微な修正事項

1 組織改正に伴う修正

○平成30年度に新設された課等の名称を変更するなど、必要な修正を行う。

V 主な修正の内容

II-1 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

<修正箇所>			
■風水害・原子力等編	第2編 第1章	防災協働社会の形成推進	
	第3編 第4章	応援協力・派遣要請	
■地震編	第2編 第1章	防災協働社会の形成推進	
	第3編 第4章	応援協力・派遣要請	
<新旧対照表>			
■風水害・原子力等編	p 2、15		
■地震編	p 2、9		

■風水害・原子力等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

現行（平成29年11月修正）	修正案
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
1 市における措置	1 市における措置
(2) 防災ボランティア活動の支援	(2) 防災ボランティア活動の支援
(略)	(略)
(追加)	<u>(3) 連携体制の確保</u> 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

現行（平成29年11月修正）	修正案
第4節 ボランティアの受入れ	第4節 ボランティアの受入れ
3 コーディネーターの役割	3 コーディネーターの役割
(略)	(略)
(追加)	4 ボランティア団体等との連携 県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

■地震編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

※ 風水害・原子力等編と同様の修正を行う。

Ⅱ－２－１ 予想される水災の危険性の周知

<修正箇所>

■風水害・原子力等編 第2編 第2章 水害予防対策

<新旧対照表>

■風水害・原子力等編 p 2

■風水害・原子力等編

第2編 第2章 水害予防対策

現行（平成29年11月修正）	修 正 案
第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策
<p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>予想される水災の危険性の周知等</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険性を住民等に周知させなければならない。</u></p>

II - 2 - 2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

<p><修正箇所> ■風水害・原子力等編 第2編 第2章 水害予防対策 他 <新旧対照表> ■風水害・原子力等編 p 3 他</p>

■風水害・原子力等編

第2編 第2章 水害予防対策 他

現行 (平成 29 年 11 月修正)	修正案
<p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定等</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p>ア 計画の策定</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成</p> <p>イ 訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>ウ 自衛水防組織の設置</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p>	<p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の (1)、(2) をしなければならない、又は (3) のとおり努めなければならない。</p> <p>(1) 計画の作成</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛消防組織の設置</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛消防組織の設置及び市への報告</p>

II - 2 - 3 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

<p><修正箇所> ■風水害・原子力等編 第2編 第2章 水害予防対策 他 <新旧対照表> ■風水害・原子力等編 p 3 他</p>

- 風水害・原子力等編
 第2編 第2章 水害予防対策 他

現行 (平成 29 年 11 月修正)	修 正 案
<p>第3節 浸水想定区域における対策</p>	<p>第3節 浸水想定区域における対策</p>
<p>3 市における措置 (追加)</p>	<p>3 市における措置 (6) 市長の指示等 <u>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p>

Ⅱ－２－４ 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

<修正箇所>

■風水害・原子力等編 第3編 第8章 水害防除対策

<新旧対照表>

■風水害・原子力等編 p 17

■風水害・原子力等編
第3編 第8章 水害防除対策

現行（平成29年11月修正）	修正案
<p>第1節 水防</p> <p>1 水防管理者、ため池・水門等の管理者及び河川管理者における措置</p> <p>（2）水防活動</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>第1節 水防</p> <p>1 水防管理者、ため池・水門等の管理者及び河川管理者における措置</p> <p>（2）水防活動</p> <p>ア～カ（略）</p> <p><u>キ 緊急通行</u></p> <p><u>水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p> <p><u>ク 公用負担</u></p> <p><u>水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p>

II-3-1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

<修正箇所>	
■風水害・原子力等編	第2編 第8章 避難行動の促進対策
■地震編	第2編 第6章 避難行動の促進対策
<新旧対照表>	
■風水害・原子力等編	p 8
■地震編	p 5

■地震編

第2編 第6章 避難行動の促進対策

現行（平成29年11月修正）	修正案
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
1 市における措置	1 市における措置
(1) マニュアルの作成	(1) マニュアルの作成
市は、 <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u> について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。	市は、 <u>避難勧告等</u> について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。
イ 「 <u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u> 」（内閣府）を参考にすること	イ 「 <u>避難勧告等に関するガイドライン</u> 」（内閣府）を参考にすること
ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること	ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、 <u>いざというときに市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること</u>

■風水害・原子力等編

第2編 第8章 避難行動の促進対策

※ 地震編と同様の修正を行う。

Ⅲ－１ 風水害時の避難所運営マニュアルの整備

<修正箇所>

■風水害・原子力等編 第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

■風水害・原子力等編 p 1 0

■風水害・原子力等編

第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成29年11月修正）	修 正 案
<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>（5）避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。また、平成29年3月に「小牧市避難所開設運営マニュアル」を作成し、公表したため、この冊子を参考に各避難所において運営体制の整備を進めていく。</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>（5）避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。また、平成29年3月に「小牧市避難所開設運営マニュアル」、平成30年3月に「<u>風水害時の避難所運営マニュアル</u>」を作成し、公表したため、この冊子を参考に各避難所において運営体制の整備を進めていく。</p>

Ⅲ－２ 小牧市災害時医療救護所開設運営マニュアルの整備

<修正箇所>	
■風水害・原子力等編	第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
■地震編	第3編 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策
<新旧対照表>	
■風水害・原子力等編	p 17
■地震編	p 10

■地震編

第3編 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

現行（平成29年11月修正）	修正案
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
1 市における措置	1 市における措置
(2) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、指定された医療救護所を開設し、協定に基づき必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。	(2) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、 <u>「小牧市災害時医療救護所開設運営マニュアル」</u> に基づき、指定された医療救護所を開設し、協定に基づき必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

■風水害・原子力等編

第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

※ 地震編と同様の修正を行う。